

いせはら市民活動サポートセンター 市民活動展示実施要領

- 1 目的 コロナ禍で中止となったサポセンフェスタに代わり、利用登録団体の活動を、他の団体または市民に対して効果的にPRし、市民団体同士の理解を深めるため
- 2 期間 令和2年10月19日～令和3年3月31日
- 3 対象 サポートセンター利用登録団体
- 4 利用概要

(1) サポセン館内のパネルを活用しての展示
サポセン館内のパネルを登録団体に貸出し、活動PRの場を提供する。
展示スペースは、横1200mm×縦1800mmのパネル1枚とする。
1団体につき2週間、同時に2団体までの展示とする。
説明員等の常駐は不可とする。
展示場所は館内西側スペース（スタッフルーム入口付近）とする。

(2) オンライン上（サポセンHP）での公開
サポセンHP上に市民活動PRのコーナーを新設し、写真や動画を公開する。
館内展示パネルを写真撮影し、オンライン上でも年度末まで公開する。
動画は、団体が撮影・編集したデータを受領し、サポセンHPにて公開する。
- 5 周知 10月1日配信のメーリングニュースで周知
10月1日よりサポセンHPで周知
10月上旬発行予定のサポセン通信で周知
- 6 申込 館内展示は先着順の事前申込制、最大20団体とする。
オンライン上での公開は、団体数を制限しない。
申込は窓口にて直接、または電話による申込とする。

- 7 注意事項 展示、撤去に伴う作業は各団体において行う。
市は展示物の破損、盗難等に関して、一切の責任を負いかねる。
展示内容及び公開内容に関して検討すべき事項が生じた時は、随時、市と団体との間で協議した上で決定する。